

平成28年2月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成28年 3月 4日(金) 開会 午前10時 1分  
散会 午後 2時18分  
平成28年 3月18日(金) 開会 午前11時31分  
閉会 午前11時34分

場所 第1委員会室

出席委員 中野英幸委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、永瀬秀樹委員、土屋恵一委員、鈴木弘委員、野本陽一委員、  
水村篤弘委員、山川百合子委員、井上航委員、藤林富美雄委員、西山淳次委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、  
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、北島通次企画総務課長、  
吉田雄一企画総務課政策幹、細野正計画調整課長、堀光敦史財政課長、  
山崎明弘改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、  
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

吉浦伸和会計管理者、中川典之出納総務課長、渡辺亨会計管理課長

伊藤宏治監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、  
小林貞雄監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

議案

議案番号	件名	結果
第20号	埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第52号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)	原案可決
第53号	平成27年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第54号	平成27年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第55号	平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

所管事務調査

- 1 組織・定数改正について
- 2 包括的連携協定について

報告事項

埼玉県長期水需給の見通しについて

### 【付託議案に対する質疑】

#### 松澤委員

- 1 第20号議案について、今回の手数料条例改正による影響額はいくらぐらいになるのか。
- 2 国から自家用有償旅客運送の登録事務の権限移譲を受けることで、県にはどのようなメリットがあるのか。
- 3 他県の権限移譲の動向はどうなっているのか。
- 4 自家用有償旅客運送者登録申請手数料を1万5,000円とした理由は何か。また、他県と比較してどうか。
- 5 介護支援専門員実務研修手数料を倍増する理由は何か。
- 6 第41号議案について、今回の契約の相手方となっている包括外部監査人候補者はどのように選定されたのか。
- 7 契約の金額が1,900万円を上限とする額とされているが、この金額はどのように積算しているのか。

#### 財政課長

- 1 歳入予算への影響額は合計で38万7,000円である。内訳は、道路運送法関係の手数料で17万7,000円、農産物検査法関係で21万円となっている。
- 2 福祉目的や過疎地等の移動手段として、自家用車を用いて有償で旅客の運送を行う自家用有償旅客運送の事務権限を県が所掌することで、県の他の施策と連携して地域の活性化や高齢者の移動支援の一層の充実を図る契機となり得る。
- 3 他県では、大分県や長野県などが既に権限移譲を受けている。近県では、本県と同様に、平成28年4月1日から栃木県が権限移譲を受ける予定と聞いている。
- 4 現行の国の金額や、先行している大分県、長野県などの金額を参考にしている。また、栃木県も同様の金額と聞いている。申請の受理や審査に係る人件費等の経費との見合いも考えて設定した。
- 5 介護支援専門員の研修制度が大幅に見直され、厚生労働省の告示で規定されている研修時間がほぼ倍増したことによる。介護支援専門員実務研修では現行の研修時間が46時間だが、告示ではこれを89時間に拡大しており、その経費に見合う分として料金を設定した。また、研修内容についても医療関係の知識が充実できるように改正されている。

#### 改革推進課長

- 6 まず日本公認会計士協会東京会埼玉県会に、包括外部監査人候補者の推薦を依頼した。同協会から2名の推薦があり、副知事をトップとする庁内の選定委員会での審議を経て、選定した。選定理由は、県や県出資法人の監査実績が豊富であること、包括外部監査の補助者を十分に確保できること、監査費用の見積額から予算の範囲内で契約を締結することができることなどとの点である。その後、地方自治法の規定に基づき監査委員に対し意見を求め、監査委員会議でも異存ない旨の回答を得ている。以上のようなことを踏まえ、今回、契約締結の議案を提出させていただいている。
- 7 包括外部監査に係る予算については、従前の「日本公認会計士協会法定監査の標準報

酬規定」を参考に、固定的な部分である報告書の作成経費を含む基本費用、監査人と補助者の執務日数に応じて支払う執務費用の2つから積算している。なお、平成27年度の契約金額も同額である。

### 永瀬委員

- 1 第52号議案について、県税を371億円増額補正しているが、過去にこのような規模で補正を行った例はあるのか。当初の見込みが慎重すぎたのではないか。
- 2 県税収入が増額となるにもかかわらず、地方交付税が増額となるのはなぜか。
- 3 国庫支出金を約106億円減額補正しているが、これによって主にどのような事業が減額となったのか。県民生活に支障はないのか。また、国庫支出金の過去3年の補正額の推移はどうなっているのか。
- 4 財政調整のための基金について、今年度末の残高見込みはいくらになるのか。昨年度末残高と比較してどうか。このような形がずっと続いていくのか。
- 5 減収補填債は、県税の減収を補填するための県債であるが、県税収入が増加しているのに発行している理由は何か。毎年、今回の81億円程度の補正額で推移しているのか。

### 財政課長

- 1 県税の増額補正371億円という規模については、直近では平成18年度の459億円の増額に次いで2番目の規模となっている。増額補正の主な要因は地方消費税の増額であり、県税の増額補正の半分以上を占めている。平成26年4月の税率引上げの影響額を見込むことが難しかったこと、景気が回復基調にあったことなどにより、当初の見込みを上回ったものと考えている。また、地方消費税は、例年12月末の時点で約75%が払い込まれているが、他の都道府県も、今年度はこれを超える傾向にあり、全国的に当初の見込みを上回っている状況である。今後も地方財政計画等を参考にしっかり見込んでまいりたい。
- 2 本県では、普通交付税の振替である臨時財政対策債を発行せざるを得ない状況であり、交付税と臨時財政対策債をセットで考える必要がある。今回、臨時財政対策債を248億円減額補正しており、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は20億円の減額となっている。トータルで考えれば、県税収入が伸び、交付税が減という形になっている。当初の見込みよりも臨時財政対策債が減り、交付税が増えたということは本県にとって望ましいことであると考えている。
- 3 国庫支出金の約106億円減額補正の主な内容は、地域医療介護総合確保基金の原資となる国庫負担金が見込みを下回ったもの、指定難病対策費負担金のように対象者数が見込みを下回ったものなどが挙げられる。特異な例として、熊谷ドームの大雪被害に係る改修について、災害復旧事業の国庫補助金を、都道府県有財産の損害に対する相互救済事業からの共済金へ振り替えたものもある。よって、県民生活に悪影響を及ぼすものではないと認識している。過去3年間の2月補正額の推移は、平成26年度がマイナス100億円、平成25年度がプラス161億円、平成24年度がプラス105億円であり、年度によって増減が大きくなっている。平成24年度と平成25年度は、年度末の国補正予算を受けて、基金に積み立てる交付金が多く配分されたことにより、増額補正となったものと考えている。
- 4 財政調整のための基金の平成27年度末の残高は約930億円となる見込みであり、平成26年度末残高の956億円と比較すると26億円少なくなっている状況である。ただし、平成26年度2月補正後と比較すると43億円の増となる見込みであり、昨年

度並みに財政運営ができているものと認識している。また、ここ10年ほどは、残高は900億円程度で推移しており、ほぼ同水準の財政運営ができています。

- 5 地方交付税の算定における基準財政収入額について、交付税算定上の収入額が、実際の収入額を上回った場合、地方交付税が少なく算定されることとなるが、そうした場合には、税目によっては減収補填債が発行できる仕組みとなっている。今年度においては、税収トータルでは増えているが、減収補填債の対象となっている税目が交付税算定上では減となったため、減収補填債を計上しているものである。減収補填債の発行については、年度によってまちまちであり、今年度と同程度の額で推移しているわけではない。

### 永瀬委員

県債満期一括償還金として80億円が計上されているが、財政状況に余裕があったから積立てを行ったものなのか。

### 財政課長

県債満期一括償還金としての積立ては、将来の公債費の負担を減らしていくためのものである。公債費のピークをなるべくカットして分散していきたいと考えている。例年、このように執行残を活用して、翌年度以降の財政運営の硬直性が高まらないよう公債費をコントロールしている。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【所管事務に関する質問（組織・定数改正について）】

#### 松澤委員

- 1 先端産業課を新たに設置したとのことだが、今まではどのような体制で対応していたのか。先端産業創造プロジェクトの更なる推進のためということだが、平成28年度からどのような業務が増えるのか。
- 2 シニア活躍推進課の業務は今までどこの課で行っていたか。課を新設するということだが、新たにどのような業務を行うのか。
- 3 ラグビーワールドカップ大会課は、大会開催時に何人の体制を見込んでいるのか。スポーツ局内での柔軟な応援体制は考えているのか。
- 4 新設する地域包括ケア局長は、福祉部と保健医療部を横断する局長とのことだが、指揮命令系統が複雑になり実際に機能するのか。

#### 改革推進課長

- 1 先端産業創造プロジェクトについては、これまで平成26年度に産業支援課内に課長級の先端産業幹を設置し、平成27年度は、産業支援課長の下、先端産業幹をリーダーとして、17名体制で推進した。平成28年度は研究開発テーマを56件から70件に拡充する。また、新たに、中小企業の高度人材の育成や事業化に向けた新たな仕組みの構築に取り組むことで業務量の増加が見込まれている。
- 2 シルバー人材センターの業務や中高年者向けのセミナー、就職相談等は産業労働部就業支援課で担当していた。一方、高齢者を共に社会を担う側として捉え直し、シニアの活躍を促進する諸施策は、新たな取組である。この取組には幅広い関係者を巻き込んだムーブメントを創出する必要がある、その司令塔、推進役となる組織が必要となったこ

とから新設するものである。

- 3 ラグビーワールドカップの体制については、前例がないことから不透明な部分が多く、現段階で見込むことは困難である。今後、他の開催都市の体制や、2002年サッカーワールドカップ大会の体制を参考にし、県民生活部と協議していく。また、柔軟な応援体制は極めて重要である。局内はもちろん、県民生活部内や全庁的な応援体制について検討する。
- 4 地域包括ケアシステムは、医療と介護・生活支援などを一体的に提供するものであり、その施策は福祉部や保健医療部をまたいでいる。施策を推進するに当たっては、関連部が一体となって進めていくことが重要なことから、両部を横断する局長として地域包括ケア局長を新設した。この局長は、実務上の責任者として、福祉部の地域包括ケア課、高齢者福祉課のほか、保健医療部の医療整備課在宅医療推進担当を所掌し、関連職員を同一の人物が直接指揮監督して連携を強化しようとするものである。確かに、地域包括ケア局長は2人の部長の部下となり、複雑になる部分はあるかもしれないが、実務を担当する課長以下の職員については、局長で指揮命令系統は一本化されることから、介護と医療の連携が強化されると考えた。

#### 松澤委員

- 1 平成28年度の知事部局職員定数は、トータルでプラスマイナスゼロとなっているが、全体での増減はないと考えていいのか。
- 2 ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの開催準備で仕事が更に増えていくと思うが、人口当たりで全国一少ない本県の職員体制で支障はないのか。
- 3 今までに民間委託の活用により、職員定数を削減したのものもあると思うが、どのような業務を何人削減し、どの程度のコスト削減が図られたのか。
- 4 民間委託により、サービス低下になっていないか。職員配置時と比較してしっかりと評価しているのか。
- 5 時間外勤務が多い課所については、柔軟な定数改正により対応すべきと考えるが、業務量を正確に見積り、適宜適切に定数配置されているのか。
- 6 今後の定数管理について、どう考えているのか。

#### 改革推進課長

- 1 全体で105人を増員する一方、事務事業や執行体制の見直しにより105人を減員した。トータルでプラスマイナスゼロとなっている。
- 2 御指摘のとおりラグビーワールドカップ2019や東京オリンピック・パラリンピックの開催準備業務は増加していくことが見込まれたため、必要な分野にはしっかりと増員を行った。一方、市町村への権限移譲、事務事業の見直し及び執行体制の見直しにより生み出した定数を重点政策分野に配置することで、プラスマイナスゼロとしており、支障は生じないものと考えている。
- 3 平成28年度については民間委託による定数の削減は行っていない。平成27年度は県税事務所の窓口業務等で民間委託の拡大を行い、定数を削減した。常勤職員と非常勤職員を合わせた人件費の削減と委託費の増加を比べた財政効果は、単年度で約1,000万円の削減となっている。また、平成26年度は職員健康支援課の職員福利厚生業務等で民間委託の拡大を行い、定数を削減した。常勤職員と非常勤職員を合わせた人件費の削減と委託費の増加を比べた財政効果は、単年度で約3,700万円となっている。
- 4 民間委託を導入した課所で、サービス水準についてしっかりと確認をしている。また、

改革推進課の職員も毎年度、民間委託を導入した事務所を訪問し、委託後の業務状況を直接確認しており、サービスの低下は生じていないものと考えている。評価については、例えば県税事務所の窓口業務等委託について、平成27年に利用者にアンケート調査を行ったところ、延べ538人の回答の大多数がサービスの向上を評価するものであった。例えば、「挨拶・声掛け」については「大変良い」「良い」を合わせて92%、「対応」については「とても丁寧」「まあまあ丁寧」を合わせて91%となっている。

- 5 今年度の知事部局の時間外勤務の状況は、平成28年1月末現在で1人1月当たり10.1時間となっている。前年同期は10.4時間であり、ほぼ横ばいである。新たに定数を配分する場合には、当該課所が所管する業務内容を踏まえ、時間外勤務が多い原因や時間外勤務縮減のための所属の取組などを整理し、増員が有効か、優先度はどうかなどを判断している。また、年度途中で大幅な業務量の増加が生じた場合には、まずは所属間での応援を、次いで部局間での応援を行っている。こうした応援でも対応が困難な場合は、年度途中であっても柔軟に職員の増員を行っている。今後についても、職員に過度な負担を強いることがないように、業務量に見合う適正な定数管理に努めていく。
- 6 今後、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックのほか、平成30年度には国民健康保険業務の一部が都道府県に移管されることとなっており、こうした分野には重点的に増員を行う必要がある。一方、厳しい財政状況に加え、高齢化の進展や人口減少時代の到来などを踏まえると、今後も不断の行財政改革を行っていく必要もある。今後の職員定数管理については、大変厳しい状況ではあるが、必要な増員分は極力、事務事業の見直しなどによる効率化の努力を継続して、生み出していくよう努めていく。

#### **野本委員**

地域包括ケア局長の所管となる地域包括ケア課や高齢者福祉課、医療整備課は、それぞれ福祉部や保健医療部から外れることになると考えてよいか。

#### **改革推進課長**

地域包括ケア局長は、福祉部と保健医療部の両方に属する副部長級の職員であり、それぞれの課が福祉部、保健医療部を外れるわけではない。

#### **野本委員**

地域包括ケア課と高齢者福祉課、医療整備課が地域ケア局長の所管となるようだが、福祉部長と保健医療部長の指揮下には入らないということによいか。

#### **改革推進課長**

地域包括ケア局長は、福祉部長の部下でもあり、保健医療部長の部下でもある。

#### **野本委員**

ではどちらの命令を聞くことになるのか。

#### **改革推進課長**

地域包括ケアと高齢者福祉という介護関係については、福祉部の所管となる。一方在宅医療は保健医療部の所管となるので、保健医療部の所管となる。

## 野本委員

命令系統が一元化されないことになるが、混乱するのではないかと。誰が誰を指揮するかをはっきりさせなければ、権限が分からなくなる。誰が責任を取るようになるのか。

## 改革推進課長

地域包括ケア課と高齢者福祉課の事務については、福祉部長の責任となる。医療整備課の在宅医療の事務については、保健医療部長の責任となる。

## 野本委員

説明の中で「地域包括ケアを一体的に推進する」とあったが、関係課が福祉部、保健医療部に属したまま、それぞれの部長の指揮・命令を受けるのでは、一体的には推進できないのではないかと。

## 改革推進課長

御指摘のとおり、それぞれの部長の下にはなるが、地域包括ケア局長は、実務の責任者として関係課を所掌し、連携を強化するため設置するものである。

## 井上委員

機構図を見ると、食品安全局長は保健医療部と農林部に所属しており、保健医療部の食品安全課と、農林部の農産物安全課等を所掌している。この点で、新設される地域包括ケア局長と同様の職と考えるがいかがかと。

## 改革推進課長

仕組みとして同じである。

---

## 【所管事務に関する質問（包括的連携協定について）】

### 永瀬委員

- 1 県は、官民連携の手法として包括的連携協定の締結を進めており、先日、18番目の企業として損害保険ジャパン日本興亜と協定を締結したが、これまでどのような成果を上げているのか。協定を締結しただけで具体的な事業を実施していないものはないのか。例えば、金融機関での事例はどうか。
- 2 協定締結企業とは、継続的に事業を実施していくことが重要であると思うが、今後どのように取り組んでいくのか。また、締結した企業との窓口はどこか。
- 3 協定締結企業が増えるとともに相談も増えると思うが、対応できるのか。
- 4 平成20年度から包括的連携協定に取り組んでおり、協定の内容等が変わってきていると思われるが、協定締結に際しての相手方企業選定の基準はどのようなものか。
- 5 今後、どのような分野の企業と締結していく考えなのか。

## 改革推進課長

- 1 損害保険ジャパン日本興亜は協定締結したばかりであり、連携事業はまだ実施していないが、その他の17企業については連携事業を実施している。武蔵野銀行については、高校生向けキャリアセミナーや大学生向け消費教育講座を県民向けに開催してもらっている。埼玉りそな銀行については、一般県民向け県政情報セミナーの開催、「埼玉県物産&ツーリズム in シドニー」などに協力いただいている。埼玉県信用金庫について

は、「さいしんビジネスフェア2015」の開催、ウーマノミクスの一環として行っている開放特許を活用した女性による商品アイデアの企業とのマッチングなどにも協力いただいている。

- 2 県と企業双方でアイデアを出し合いながら取り組んでおり、今後も継続的に事業を実施していきたいと考えている。包括的連携協定の窓口は改革推進課にあり、庁内・企業双方の相談に一元的に対応している。関係課所と企業が直接連携するケースもあるが、その場合は報告を受けるようにしている。
- 3 協定締結企業数の増加とともに相談も増えているが、頑張っって対応しているところである。
- 4 協定締結に当たっての基本的な考え方の主なものを挙げると、まずは県行政の幅広い分野で連携できるかという点である。個別分野の協定は業務を所管する部局で協定を締結している。また、県内の広い地域で効果が見込める連携ができるか、さらに、締結した時だけでなく、その後も双方の随時提案による連携事業が実施できるか、県との連携による社会貢献への強い意欲、といった点などを考慮している。なお、企業から協定締結の意向が示されたもので、県から協定締結を断った事例はない。
- 5 今後の協定締結企業の分野については、特に限定はしていないが、積極的に包括的連携協定を締結している北海道の例では、商社や旅行、食品メーカーなどとも協定締結している。本県も積極的にPRし、締結企業を拡大したい。